

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年4月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第40号**

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(汚染の状況の調査)</p> <p>第33条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定の方法は、地下水に含まれる<u>試料採取等対象物質</u>の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法（以下「地下水測定方法」という。）による。</p> <p>別表第4（第10条、第86条関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 778 1093 975"><tr><td>1～4</td><td>略</td></tr><tr><td>5</td><td>特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</td></tr><tr><td>6・7</td><td>略</td></tr><tr><td>備考</td><td>略</td></tr></table>	1～4	略	5	特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）	6・7	略	備考	略	<p>(汚染の状況の調査)</p> <p>第33条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地下水に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定の方法は、地下水に含まれる<u>調査対象物質</u>の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法（以下「地下水測定方法」という。）による。</p> <p>別表第4（第10条、第86条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 778 2069 975"><tr><td>1～4</td><td>略</td></tr><tr><td>5</td><td>特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</td></tr><tr><td>6・7</td><td>略</td></tr><tr><td>備考</td><td>略</td></tr></table>	1～4	略	5	特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）	6・7	略	備考	略
1～4	略																
5	特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）																
6・7	略																
備考	略																
1～4	略																
5	特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）																
6・7	略																
備考	略																

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。